評　価　結　果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成１４年規則第２６号）第１７条第１項各号に規定する基準等に基づく評価結果は，次のとおりである。

1　事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第１号関係）

【当該施設の想定される利用者，ニーズ】

○　当該校舎の老朽化は著しく，今後の生徒，教職員等の安全・安心の確保のためには改築が必要である。

○　当該校は，普通科及び理数科を設置する全日制課程の単位制高校であり，習熟度別授業・少人数授業を展開するなど独自の取組を行い，進学拠点校として魅力的な高校づくりに努めている。これらの特色が活かされる施設整備による学習効果の向上，及び共学化に対応し生徒の学習意欲に応える環境を整備するため，必要な事業である。

○　少子化の影響により県全体での生徒数は減少傾向にあるが，生徒数の減少に対しては，当面，学級減で対応していくことが可能である。

○　交通の利便性に優れ，教育施設等にも近接するなど，地理的に優れた立地であり，また，設立から１００年以上の歴史を持つ伝統校という点からも，当該校を存続させる意味合いは非常に大きいものと考えられる。

《附属資料１１　本県の中学校卒業者数の推移・将来予測》

【現施設の状況（施設の規模，利用状況，耐用年数）】（平成２９年５月１日現在）

・施設規模　　校舎：８，１０７㎡（鉄筋コンクリート造／築４８～５０年）
屋内運動場：１，９６８㎡（鉄骨造／築４６年）
その他附属棟等：１，０４４㎡
（その他，渡り廊下棟等）

・利用状況　生徒数８３５名（男女）
職員数７３名（非常勤講師等を除く。）

・耐用年数　　鉄筋コンクリート造（学校用）：４７年
鉄骨造（体育館用）：３４年
コンクリートブロック造（その他）：３４年
木造（その他）：１５年
（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令）」別表より）

《附属資料１２　減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一〔一部抜粋〕》

2　県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第２号関係）

○　県立高等学校は，学校教育法第２条及び第５条に基づき県が設置・管理する施設であり，県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。

○　学校施設は，本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場として供されるもので，一定の要件を満たす全ての県民が対象となり，また，便益も特定の県民に限定されるものではないと考えられる。

3　事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。（第３号関係）

【老朽化に伴う早急な改築の必要性】
○　県立高等学校については，建築後４０年を目処に，各学校の施設実態を踏まえながら計画的に改築を行うこととしている。現在の校舎は昭和４１年から４４年に建築されたもので，建築後４８～５０年が経過しており，既に目安となる４０年を超過し，著しい老朽化が生じている。
　また，築年数が鉄筋コンクリート造建築物の耐用年数４７年を超過している施設もあり，この観点からも早急な改築が求められるものである。

4　事業の手法が適切であるかどうか。（第４号関係）

【ＰＰＰ・ＰＦＩ事業の導入について】
　以下の理由から，ＰＦＩ導入による財政面及びサービス面でのメリットが見出しにくいことから従来方式による実施が総合的に妥当であると判断した。
○　ＶＦＭ（Value For Money：支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方。従来の方式と比べてＰＦＩの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合）が見込まれないこと。
○　民間の創意工夫を発揮する余地が大きい運営業務について，学校教育法（第６２条。第３７条第４項の準用規定）で校務は専ら教職員が行うこととされているため，民間が担える範囲が限定的であること。
○　食堂運営や警備業務に関しては，既に入札により民間委託されており，費用の適正化が図られていること。

ＰＰＰ・ＰＦＩ導入調整会議等での検討結果

　平成２９年８月７日に開催したＰＰＰ・ＰＦＩ導入調整会議における検討の結果，当該事業については，従来方式による実施が適当と判断した。

《附属資料１３　ＰＰＰ・ＰＦＩ検討調書》

5　事業の実施場所が適切であるかどうか。（第５号関係）

【現在地（学校敷地内）に建替えすることについて】
○　以下の理由から，現在地（学校敷地内）に建替えすることが適切と判断する。
　①　現在地において，改築に必要な面積が確保されていること。
　②　当該敷地は県有地であり，用地取得等の新たな財政負担が生じないこと。
　③　仙台市営地下鉄国際センター駅から徒歩での所要時間が約１５分であり，公共交通機関の便が良いこと。
　④　仙台市中心の市街地に位置し，近隣には宮城県美術館，小中学校，高等学校，東北大学等の公共・教育施設が立地しており，教育に恵まれた環境にあること。

6　事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。（第６号関係）

○　改築により施設強度の向上，バリアフリー化等が推進され，生徒・教職員等の安全・安心が確保される。
○　当該校は平成２０年度から単位制を導入し，習熟度別授業・少人数授業を展開するなど独自の取組を行っている。この取組に対応した施設を整備することにより学校の魅力が高まり，生徒募集の強みがさらに発揮され，進学拠点校としての位置付けがこれまで以上に強化されることが期待される。
○　改築による新しい施設設備が整備されることにより，学校としての魅力や生徒の学習意欲の向上につながる。
○　共学校としての施設環境の改善により，男女いずれの生徒にも魅力的な学習環境が整備されることで，生徒募集時の競争力が高まる。

7　事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。（第７号関係）

○　現在地での建替えであり，基本的に土地の形状変更を伴うものではないことから，周辺環境に新たな影響を与える可能性は低いと考えられるが，事業実施に当たっては，宮城県環境基本計画及び宮城県環境保全率先実行計画に則り，周辺環境，環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施工を行うものとし，建設や解体の際にも周辺環境に配慮した工法等により行う。

《附属資料１４　宮城県環境基本計画【概要版】》
《附属資料１５　宮城県環境保全率先実行計画（第５期）〔一部抜粋〕》

8　想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費財源に関するリスク】
○　現在のところ想定されるリスクはない。
【災害に関するリスク】
○　新耐震基準により建築されることから，地震災害に対する耐震性能が確保される。供用開始までの期間は，既存校舎または仮設校舎の維持・保全に万全を期すとともに，災害時に備えた避難訓練等を継続して実施するなど，生徒・教職員の意識を高め，対応していく。

9　事業の経費が適切であるかどうか。（第８号関係）

建設費（再掲）	A	調査費	１５百万円
		設計費	２００百万円
		工事費（工事監理費・需用費等を含む）	７，５３１百万円
		その他（用地費，負担金等）	０百万円
		合　計	７，７４６百万円
		【財源内訳】	
		県債	６，９７１百万円
		一般財源	７７５百万円

	合　計　　７，７４６百万円
維持管理費　　B （再掲）	４０年間の維持管理費の累計 〈建設後の施設の利用を平成３６年～平成７５年の４０年間と想定〉 人的経費　　５２４百万円 修繕・補修関係経費　　１，３９１百万円 運営・管理経費　　１，７７０百万円 合　計　　３，６８５百万円
	【財源内訳】 県債（大規模修繕分）　　１，０９５百万円 一般財源　　２，５９０百万円 合　計　　３，６８５百万円
合計　　A＋B （再掲）	１１，４３１百万円
投入職員数	○　平成３０年度～平成３２年度（校舎設計等） 延べ１２０人（２人×２．５日×２４月） ・教育庁施設整備課職員が関係課，地方公所職員及び設計事務所等との打合せを月に２～３日実施。 ○　平成３１年度～平成３２年度（仮設校舎設計・工事，校舎解体等） 延べ１２０人（２人×２．５日×２４月） ・教育庁施設整備課職員が関係課，地方公所職員及び請負業者等との打合せを月に２～３回実施。 ○　平成３３年度～平成３５年度（校舎改築等） 延べ１０５人（２人×２．５日×２１月） ・教育庁施設整備課職員が関係課，地方公所職員及び請負業者等との打合せを月に２～３回実施。 ○　平成３１年度～平成３２年度（外構・グラウンド整備，仮設校舎解体等） 延べ６０人（２人×２．５日×１２月） ・教育庁施設整備課職員が関係課，地方公所職員及び請負業者との打合せを月に２～３回実施。
関連事業費	

以上のとおり，宮城第一高等学校校舎等改築事業について県が評価を行った結果，事業の実施は適切と判断した。